

# 会 議 録

◇事務局ー子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

附属機関又は 会議体の名称	第 32 期青少年問題協議会 第 6 回定例協議会	
事務局（担当課）	子ども家庭部子ども若者課	
開 催 日 時	令和 6 年 11 月 8 日（金）午後 6 時 30 分～午後 20 時 00 分	
開 催 場 所	豊島区役所本庁舎 1 階 としまセンタースクエア	
議 題	<p>1 開 会</p> <p>2 議 事 (1) 「豊島区子ども・若者総合計画(令和 7～11 年度)」素案 (2) 今後のスケジュール</p> <p>3 報 告 (1) 豊島区社会的養育推進計画(令和 7 年～11 年度)素案について (2) 今後の区立保育園のあり方に関する検討報告書(中間とりまとめ)について</p> <p>4 閉 会</p>	
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 <span style="float: right;">傍聴人数 0 名</span>
	会 議 録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
出席者	委 員	加藤悦雄、市川享子、半田勝久、井戸喜久男、安井祐司、豊島佳代子、齊藤妙子、白熊千鶴子、戸井田周一、松田晴行、松田文子、稲垣昌弘、中野航綺、井上幸一、根岸光洋、川瀬さなえ、宮島甲児、天貝勝己
	常任幹事	福祉部長、子ども家庭部長、企画課長、生活産業課長、学習・スポーツ課長、福祉総務課長、障害福祉課長、障害福祉サービス担当課長、健康推進課長、子ども若者課長、子育て支援課長、児童相談課長、子ども家庭支援センター長、保育政策担当課長、保育支援担当課長、庶務課長、放課後対策課長、巣鴨警察署生活安全課長、池袋警察署生活安全課長、目白警察署生活安全課長
	事 務 局	子ども若者課長、子ども若者課職員

会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1 「子ども・若者総合計画（令和7～11年度）」素案</li> <li>・資料2 「子ども・若者総合計画（令和7～11年度）」策定へ向けた今後のスケジュールについて</li> <li>・資料3 豊島区社会的養育推進計画（令和7～11年度）素案</li> <li>・資料4 今後の区立保育のあり方に関する検討報告書（中間とりまとめ）</li> <li>・参考資料1 第5回定例協議会において委員の皆様からいただいた御意見について</li> <li>・参考資料2 「子ども・若者総合計画（令和7～11年度）」の策定スケジュール</li> <li>・参考資料3 豊島区青少年問題協議会条例（昭和31年3月10日付条例第4号）</li> <li>・参考資料4 豊島区青少年問題協議会要綱（平成18年11月1日付子ども家庭部長決定）</li> <li>・参考資料5 第32期青少年問題協議会委員・常任幹事名簿</li> </ul>
------	--

## 審 議 経 過

### 1 開 会

### 2 議 事

#### (1) 「豊島区子ども・若者総合計画(令和7～11年度)」素案

事務局： （事務局より資料1に基づき説明）

会 長： 豊島区の「子ども・若者総合計画」は、何を理念として取組むのか、その理念を踏まえて、どのような事業や施策を通して取組を進めるのか、さらに各事業に指標が示され、どのような状態になることを目指して取組むのか、それらを評価検証して、より良い方向へ具体化することを示す計画です。他自治体よりもきめ細かく、作りあげられている特徴があります。ご説明いただいたように、今後5年間の計画として、第4章に新しく全ての自治体で義務づけられている、保育や子育て支援にかかわる子ども・子育て支援事業計画が加わっています。これについて、ご質問やご意見があればお願いいたします。

専門委員会でも、99ページの外国にルーツを持つ子ども若者への支援について、豊島区は、他自治体よりも外国にルーツを持つ子どもや若者や子育て当事者がたくさん暮

らしていますので、その施策や支援の厚みが必要だという意見がありました。  
確か、こども家庭庁で AI 活用事業として、ポケトークのような翻訳機を購入できる  
予算を確保されようとしています。翻訳機があれば、やはり保育や教育の現場にお  
いて、子どもたちとのコミュニケーションも円滑になると思います。計画事業の 130  
に通訳派遣の記載がありますが、通訳派遣と翻訳機を同時に活用することは検討され  
ているのでしょうか。意見の反映という意味では、どのような取組があればよいか、  
ご意見があればお願いします。

保育支援担当課長： 保育園におきまして現在、外国籍のお子さんが 420 名おります。そのうち 9 割を占  
める中国、ネパール、ベトナム、ミャンマーのお子さんですが、現在各園において  
通訳の機器を導入しております。子どもはすぐに環境に慣れるのであまり問題はな  
いですが、保護者と保育士、施設とのコミュニケーションを図るためにこの翻訳機  
を利用し、日々保育にあたっている状況です。

会 長： ありがとうございます。

学務課長： 教育部ですが、学務課で翻訳機の貸し出し等を行っております。教育センターでは、  
日本語指導や生活習慣の指導等を行っており、また必要に応じて、教育センターから  
通訳の派遣等を行う対策を講じています。

会 長： しっかり取り組んでらっしゃるということですね。ありがとうございます。他に何か  
ありますでしょうか。

委 員： 150 ページの 5 計画の広報について、「計画の対象である子ども・若者や子ども・若  
者に関わる方々に、計画の内容をわかりやすくお知らせします。」と記載があります。  
広報については子ども版を作成することも含め、明確にかつ積極的にやっているこ  
とをアピールするのは効果的ではないかと思いました。

事務局： ありがとうございます。ご指摘を踏まえまして、書き方を充実していければと思いま  
す。

会 長： ありがとうございます。他にいかがでしょうか。では、先に進ませていただきたい  
と思います。

議事の (2) になりますが、この計画に関わるスケジュールとして、どのように進め  
ていくかについて事務局からご説明をお願いいたします。

事務局： (事務局より資料 2 に基づき説明)

会 長： ありがとうございます。今回の計画が理念に示されているように、「子ども・若者  
とともにつくる子どもの権利が保障され、自分らしく成長できるまち」とうたって

います。子どもに関わる総合的な法律としてこども基本法があり、子ども施策に対して子どもの意見をしっかりと聞いて、反映させていくことの大切さが新たにうたわれました。豊島区はそれ以前から子ども条例を策定し、子ども主体の施策作りに努力されてきていますが、説明いただいたこの計画自体に関しても、子どもや若者からさらに意見を聞き、反映していく機会を作り出すことをご説明いただきました。また子どもや若者、子育て当事者は計画の中身に最も関係するので、子どもたちにしっかりと伝えていくこと、また豊島区らしさというものも加味しながら、計画の子ども版を作り出すことと予定が示されました。それでは今の説明についてご意見ご質問等がありましたら、お願いいたします。

副会長： ご説明ありがとうございます。子ども若者にこの計画をどう伝えていくのかということで、編集方針として子どもの「エンパワーメントツール」として掲げられています。この策定について、どのようなスケジュールでされるのか、計画を伝えるだけでなく、「エンパワーメントツール」として活用できるようにどんな方策を考えていますか。例えば、計画を伝えていく過程で、わかりやすくするための工夫を子どもや若者と一緒に作っていくことも考えられますが、何かイメージされていることはありますか。

事務局： ご質問ありがとうございます。子ども版の作成にあたり、子ども・若者がどのように関わっていくかという視点ですが、パブリックコメントのときに区内の小・中学校生全員に配備されていますタブレット端末に配信し、それを見てもらいながらアンケートをとり、それをもとに最終案を作っていきたいと思っております。また小・中学校生の皆さんへの配信の前には、たたき台を用いて子どもが実際にいるスキップに職員が出向き、一緒に意見交換しながら子ども版の案を作成するようなことも考えております。

副会長： ありがとうございます。伝えるだけではなく、活用できるエンパワーメントツールとして、この冊子ができることを期待しています。また青少協や専門委員会でも作成していく過程で、皆さんとともに作っていくことができればと思います。

会 長： ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。ご説明いただいた資料に関しても、計画本編と密接に関わる内容になります。後ほど時間を取りますので、次に進みたいと思います。続いて、報告事項になりますが、一つ目は豊島区社会的養育推進計画（令和7年～11年度）の素案ということで、先に説明があったように、「子ども・若者総合計画」の一つとして、豊島区は児童相談所を設置していますので、この社会的養育推進計画を策定しています。こちらは今回初めて出てきた計画です。担当課より報告がありますので、よろしく願いいたします。

子育て支援課長： （ 子育て支援課より資料3に基づき説明 ）

会長： ありがとうございます。社会的養育を推進していくために、子どもの声を聞いていくアドボカシー事業といった新しい事業がはいつてきたり、虐待の予防から回復に至るまで幅広い中身について、細かく丁寧に様々な施策や取組を通して具体化していく記載がされていますが、ご意見やご質問等がありましたらお願いしたいと思います。

副会長： ご説明ありがとうございます。20 ページ、21 ページのところですが、その他の権利擁護環境の整備ということで、「としまこどもの権利相談室」が新たにでき、21 ページに書いてある「としまこどもの権利相談室等を初めとした区の相談窓口の周知を進めつつ、児童相談所が関わる子どもの権利擁護事業との定期的な連絡などにより、相互の連携体制を整えていき・・・」と書いてあります。この定期的な連絡はどのように取っていくのか、具体的なイメージがあれば教えてください。また、社会的養育に関わる子どもたちが、例えば一時保護所の子どもたちが「としまこどもの権利相談室」を利用したい場合に、どのような仕組みが整えられているのかについてもご教示いただければと思います。

子育て支援課長： ご質問ありがとうございます。現在の豊島区における意見表明等支援事業である社会的養護の子どもさんの意見表明と、子ども全体に関わるとしまこどもの権利相談室の関係についてです。一時保護所や児童養護施設に入所しているお子さんの意見表明支援につきましては、現在、週に1度、一時保護所に意見表明等支援員が出向き、意見表明の機会を確保しています。また、「としまこどもの権利相談室」は、広く子どもの相談を受けることを目的とし、常設設置をしている施設であるので、今後は権利相談室の相談員も、一時保護所等へ定期的に訪問をする予定となっております。そういう中で、「としまこどもの権利相談室」の相談員と意見表明等支援員の調整等が必要だと考えております。また、子どもの目から見ると意見表明支援員なのか、権利相談室の相談員なのかを厳密に考えないで、顔馴染みの話しやすい大人にきちんと自分の意見が言えるように整えていきたいと考えています。どちらかが子どもの声をキャッチしたときに、区が連携をして子どもの声を生かせるように、その子どもの声を受けてフィードバックができるような相互の連携体制となっております。また、被措置児童等虐待事案ということにつきましても、意見表明のタイミングは意見表明支援員による聞き取りとなやミミダイヤル、権利相談室への電話といろいろな入口があります。それらと全て連携をしていますので、相談の内容が被措置児童虐待事案に係るものについては速やかに虐待の対応体制ができるように整えております。そのような連携により子どもの声を漏らさずきちんと聞いていく体制を整えています。

副会長： ありがとうございます。「としまこどもの権利相談室」は要保護児童対策地域協議会に入っていないということでしょうか。

子ども家庭支援センター長： 要保護児童対策地域協議会には相談員は入っていますが、権利相談室の権利侵

害にあたるような子どもの権利擁護委員というのは入っておりません。

副会長： 子どもの権利相談室の相談調査専門員が要保護児童対策地域協議会に入っていて、権利擁護委員は入っていない。本来ならば、子どもの権利相談室というのは、その活動の独立性から、擁護委員が入っていないところに相談調査専門員が入っているということは、難しい整理なのかと思います。確かに子どもの声を聞き漏らさないように、子どもの最善の利益を保障するために連携していくことは求められており、独立した権利擁護機関と児童相談支援事業や意見表明支援が要保護児童対策地域協議会に入っていると、情報の共有をスムーズにできるということではありますが、その部分の整理をする必要があると思いますので、こうした意見が青少協からも出ているということで、相談調査専門員の要保護児童対策地域協議会への加盟についての、整理を議論いただければと思います。

子育て支援課長： 要保護児童対策地域協議会の件については調整になるかと思いますが、意見表明支援員と「としま子どもの権利相談室」の独立性の部分については、子どもの権利相談室および権利擁護委員の方は区が行っている意見表明支援事業に対して内容が不適切だったり、何か改善の余地がある場合は、指導できる立場にあります。その部分で「としま子どもの権利相談室」は独立性を確保しており、情報や子どもの声に関する連携はとっていきますが、やはり「としま子どもの権利相談室」はきちんとした独立機関として、区が行っている意見表明等支援事業も国のガイドラインで独立を担保することで、現在委嘱という形で行っております。それぞれが独立しつつも権利相談室が意見表明支援事業、区の事業である部分をきちんと指導監視していくという役割を担っています。

会 長： ありがとうございます。「意見表明等支援事業」、「子どもアドボカシー事業」、さらに「としま子どもの権利相談室」は俯瞰的に指導していく立場にあるという一方で、子どもたちにとっては貴重な相談先なので、それぞれがどのように話を聞いてくれて、どのように課題が解決されていくのかをしっかりと子どもたちに説明し、利用できるように支援していくという形ですね。他にはいかがでしょうか？

委 員： 豊島区は特別区の児童相談所という観点から見ると中野区や板橋区の近隣区に児童相談所があり、都の児童相談所が北区や練馬区にあるということで隣接区でも設置されているところが多い印象を持っています。豊島区は繁華街ということもあり、社会的課題の集積があることを踏まえて、この社会的養育推進計画の中で、他区との児童相談所との関係や、どのような連携をされているのか教えてください。

子育て支援課長： ご質問ありがとうございます。東京都または東京都内にも、新しく区に設置した児童相談所は全国一律で同じ期間を定めて社会的養育推進計画の策定をしているところです。その連携方法については、現在、都および児童相談所設置区で検討ワーキンググループというのを設置しており、定期的に進捗のやり取りや、先ほど仮推

計の部分がありましたように、それぞれの区の独自性のあるような計算式を入れつつ、最終的に都と 23 区が調整をして、策定することになっています。世田谷区は既にパブリックコメントを実施したところですが、都や 23 区も同じように児童福祉審議会の中で審議をしており、一斉に策定しているところです。

会 長： ありがとうございます。では、次に進ませていただいて、後で何かありましたらお願いしたいと思います。続きまして報告事項の(2)ということで、「今後の区立保育園のあり方に関する検討報告書(中間取りまとめ)」について、担当課より報告があります。よろしくお願いします。

保育政策担当課長： ( 保育課より資料4に基づき説明 )

会 長： ありがとうございます。少子化が進んでいますが、やはり社会的な繋がりが減る中で、子育てのしづらさや難しさが広がっていると思います。そのような中で、今後の保育や子育て支援の充実に向けて貴重な公的社会資源である公立保育所を核とした支援を充実させていこうという、いろいろな視点の対策が示されていました。特に、豊島区は地域性から、例えば災害が起きたときの対応や対策も見据えて、区立保育園と地域の民間の私立保育園等との連携を密にしていくことや、保育の質に向けた取組をさらに加速させていこうという視点が含まれていたと思います。この件について、ご質問等ありましたらお願いいたします。

委 員： 保育園の入園希望者数が令和2年以降は横ばい、もしくは減っているのに対して、障害児の受け入れの状況の数が増えてきているのが気になりました。障害児の受け入れに対しては、普通の保育園が受け入れているのか、特別な体制が必要なのかを教えていただければと思います。

会 長： よろしく申し上げます。

保育政策担当課長： はい。まず障害の審査会で認定されている子どもたちが増えているということについて、今までなかなか気づかなかったことについて相談することで、いろいろな関係機関に繋がり、配慮が必要ではないかということが増えてきたように思います。保護者の方の考えも変わってきたことで数が増えている傾向かなと思っています。また、保育園でお預かりできるのは、集団保育の生活ができるお子さんとなりますので、保育園で受け入れることが難しい場合には、別の施設等で対応していただくこととなります。

子ども家庭支援センター長： 子ども家庭支援センターから、そういった保育園に障害や発達課題があるお子さんが入園した場合は、専門の職員が巡回して経過を観察し、保育に対する統合保育の支援を行っています。集団生活が難しい障害のあるお子さんに関しては、児童発達支援事業として豊島区では児童発達支援センターが公立であり

ます。その他に民間の事業所もあり、保育園や幼稚園の代わりに通所しているお子さんがいます。そのように障害のある子さんの障害や課題の程度によって通えるところが様々用意されています。

会 長：           ありがとうございます。保育所と児童発達支援事業の両方を利用しているお子さんもいらっしゃるということですね。保育所は両親が共働きであれば、利用できるならとても助かるわけですが、そのあたりはいかがですか。

子ども家庭支援センター長：保育園に通っているお子さんで個別に言語指導や作業療法などが必要なお子さんは、保育園に通いながら個別の指導にも通っています。児童発達支援センターのほか民間事業所でも訓練はおこなっていますので、個別の訓練のサポートも実施しています。

会 長：           ありがとうございます。他にはいかがでしょうか？

委 員：           保育士さんの育成確保や、障害児がいるなら、支援員といったような人材が非常に必要ではないかと思えます。小学校でも教員が病休や産休になったときに人手が足りなくなる状況になりますが、そういった面で充足されているのか、支援員を募集しても足りていないのか、状況を教えていただきたいと思えます。障害児が増えれば人もつけなければいけないということもあると思うのでぜひお願いします。

保育政策担当課長：   区立保育園の場合は、人材確保のために、しっかりと計画的に必要な保育士の採用に取り組んでいます。採用後も、園ごとや区全体の研修等を通じて、保育士に必要な経験等を積める取組をしています。

子ども家庭支援センター長：個別の訓練については、一対一でお子さんと保護者と指導員で行いますので、特に不足していることはないのですが、一方で、相談数が上がっているのも、相談枠の確保が難しくなっています。それを令和4年度から相談枠を増やして個別の指導員をきちんと採用して、対応しているところです。

委 員：           ありがとうございました。小学校にはスクールカウンセラーという保護者や子どもたちのカウンセリングをする人もいますが、そういう保護者の相談に乗るような方はいますか。

子ども家庭支援センター長：児童発達支援センターには専門の職員が常駐していますので、その都度、検査をしたり、心理相談に入っていたり、個別の指導にも一緒に相談に応じて、お子さんや保護者の意向に沿いながら、訓練の計画を立てることも行っています。

委 員：           要望があればそちらに行くという感じですか。

子ども家庭支援センター長：そうです。保健所などの検診で相談を勧めていただいたり、保育園や幼稚園から勧められて通ってくるお子さんもおります。また、発達に課題のあるお子さんの場合は、親御さんが心配して、早めに相談に来られる場合もあります。いろいろな方面から、相談先窓口として児童発達支援センターが相談に応じています。

委員： ありがとうございます。

会長： ありがとうございます。本当に保育士不足でもあり、障害のあるお子さんが増えてきていることで、個別の手厚い支援ができる人材配置が求められると思います。保育所に関わらず、小学校も同じ状況だと思いますのでよろしくお願いいたします。他にはいかがでしょうか。全体を通してでも、日々子どもさんに関わられて感じていることでも構いません。ご意見等がありましたらお願いいたします。

委員： 「子ども・若者総合計画」について、パブリックコメントや子どもたちのタブレットに配信して意見をもらうということについて、この計画の32ページの子ども若者の実態に関するアンケート調査では、小学校4から6年生の回答率は28.4%、高校生だと19.7%です。タブレットにアンケートを載せただけでは、回答や意見が集まらないと思うので、何か回答率を上げる工夫や教育委員会と協力しながら、回答率を上げ、子どもの意見を参考にして、8ページにまとめられる工夫をお願いしたいと思います。そのあたりはいかがですか。

子ども若者課長： 子ども若者課です。先生のおっしゃる通りだと思います。現在、教育委員会とどのような工夫ができるかを検討しています。アンケートの内容は量が多いと大変なので、質問の数を絞って、子どもたちが思ったことも自由記述できるような様式にしたいと考えています。子ども版の現物を各学校に1部置かせていただき、それを見た率直な感想をもらうような工夫もしたいと思っています。

委員： 子どもたちに文字ばかりで回答させると、嫌になって回答も減ると思いますので、図や絵なども入れながら工夫したり、5年生ぐらいだとタブレットに入力できるので自由意見のところも工夫されると、たくさん集まると思います。

会長： ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。  
今回は「子ども・若者総合計画」、その他様々な計画がありましたが、これから5年間の子どもや若者や子育て当事者に対する、様々な施策に関する計画内容ということでした。文字も多く、分かりづらい面もあると思いますが、この青少年問題協議会委員の皆様の手は大変大きいと思います。今、こういう計画を立てていて、こんなことを目指して、こういう施策を具体化しようとしていることをお伝えいただくことや、皆様の1人1人の力があってこそこの計画は具体化していけると思います。

ので、今後ともよろしく願いいたします。それでは以上で終了となります。

【 終了 】